

# 静岡科学館

## 指定管理者 募集要項

令和4年10月

静岡市観光交流文化局文化振興課

# 目 次

## 指定管理者募集要項

1	指定管理者制度の導入.....	2
2	公の施設の概要.....	2
3	指定管理者の業務内容.....	3
4	指定期間 .....	3
5	募集条件 .....	3
6	欠格事項 .....	3
7	申請に関する事項.....	4
8	審査及び選定に関する事項.....	5
9	協定の締結.....	6
10	その他 .....	6
○様式		
	様式第3号(第7条関係).....	7
	様式第4号(第7条関係).....	8
	様式第5号(第7条関係).....	9
○別紙		
	団体概要書.....	10
	指定管理者の申請に係る誓約書.....	11

## 指定管理者募集要項

### 1 指定管理者制度の導入

静岡市では、静岡科学館の管理運営業務を効果的かつ効率的に行なうため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び静岡科学館条例（平成15年静岡市条例第349号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成16年3月21日から施設の管理運営業務を指定管理者が行っておりますが、第4期指定管理期間が令和4年3月31日で満了となるため、次の指定期間の指定管理者を非公募により募集いたします。

### 2 公の施設の概要

(1) 名称 静岡科学館（愛称：る・く・る）

(2) 所在地 静岡市駿河区南町14番25号 エスパティオ8～10階

(3) 設置条例 静岡科学館条例（平成15年静岡市条例第349号）

(4) 静岡科学館の概要

面積 7,870.17 m<sup>2</sup>（専用面積6,398.09 m<sup>2</sup>、共有部分1,472.08 m<sup>2</sup>）

開館年月日 平成16年3月21日

内容（用途） 10階 常設展示場、ガレージ、キッズコーナー、收藏庫、スタッフルーム、ティーチャーズルーム、ボランティアルーム、ボランティア更衣室、授乳室、清掃員控室

9階 常設展示場、企画展示室、イベントホール、ファクトリー、收藏庫、

8階 常設展示場、ワークショップスペース、メディアライブラリー、マルチルーム、創作ルーム、実験ルーム、創作準備室、実験準備室、レストコーナー、事務室、会議室、印刷室、医務室、スタッフ更衣室、ミュージアムショップ

2階 エレベーターホール（券売機、コインロッカー）

1階 エレベーターホール（券売機、コインロッカー）

展示物 展示点数 47点（10階27点、9階17点、8階3点）

休館日 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）

12月29日から翌年1月3日までの日

開館時間 午前9時30分から午後5時まで（最終入館は午後4時30分）

※ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日及び開館時間を臨時に変更することができます。

(5) エスパティオビルの概要【静岡科学館が入居している建物全体】

構造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上14階

用 途	1～2階店舗、3～7階事務所、8～10階科学館、11～14階共同住宅
敷地面積	4,580.09 m <sup>2</sup>
建築面積	2,476.23 m <sup>2</sup>
延床面積	30,739.22 m <sup>2</sup>

(6) 貸与備品（市所有備品）

仕様書別添「科学館備品一覧表」のとおり

### 3 指定管理者業務の内容

業務内容の全部を、第三者に委託し、又は請負わせることはできません。なお、部分委託として、清掃及び機械設備等の維持管理業務を指定管理者から第三者へ委託することはできません。

(1) 条例第2条に掲げる事業の実施に関する業務

- ア 科学に関する装置及び資料の展示に関すること。
- イ 科学に関する理解を深めるための実演会及び講座等の企画運営に関すること。
- ウ 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業。

(2) 静岡科学館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) そのほか、市長が必要があると認める業務

※業務の詳細は別途「業務仕様書」をご覧ください。

### 4 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日まで 5年間

※この期間は、静岡市議会での議決により決定します。

### 5 募集条件

- (1) 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。
- (5) 市内に事務所を有し、事業を行う人材及びネットワーク等を有していること。

### 6 欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員（以下「代表者等」という。）が次のいずれかに該当する団体は応募することができません。なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- (2) 静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防等設備等保守点検業務の委託契約に係る指名停止等措置要綱等に基づき、静岡市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 直近の1年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している団体

- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
- (5) 静岡県暴力団排除条例（平成 25 年静岡県条例第 11 号）第 7 条第 1 項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（団体、代表者等）

## 7 申請に関する事項

### (1) 募集の通知

令和 4 年 10 月 3 日（月）

### (2) 申請書類

申請時には次の書類を提出してください。提出部数は原本 1 部、副本 10 部です。

- ア 静岡科学館指定管理者指定申請書（静岡科学館条例施行規則様式第 3 号）
- イ 静岡科学館事業計画書（静岡科学館条例施行規則様式第 4 号）
- ウ 静岡科学館事業計画に関する収支予算書（静岡科学館条例施行規則様式第 5 号）
- エ その他添付書類
  - (ア) 定款又はこれに準ずるものの謄本
  - (イ) 役員名簿
  - (ウ) 団体概要書（別紙 1）
  - (エ) 令和 4 年度事業計画書及び令和 3 年度事業報告書
  - (オ) 平成 31 年度から令和 3 年度までの貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書
  - (カ) 市税、法人税、消費税及び地方消費税に係る直近 1 年分の納税証明書
  - (キ) 指定管理者の申請に係る誓約書（別紙 2）
  - (ク) 静岡科学館の管理運営に係る従事予定者等の名簿、経歴、採用の見通し状況及び管理体制組織図等

### (3) 申請方法

直接持参

### (4) 提出場所

静岡市観光交流文化局文化振興課

（静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡庁舎新館 16 階）

### (5) 提出期間

令和 4 年 10 月 3 日（月）から令和 4 年 11 月 11 日（金）まで（必着）

各日とも午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

土曜日、日曜日、祝日は除く

### (6) 留意事項

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ア 複数の事業計画書を提出した場合
- イ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- エ 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が審査委員会及び指定管理者選定委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を

有利にするよう働きかけた場合

オ その他不正な行為があったと市が認めた場合

(7) 申請書類の取り扱い

ア 著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要な場合その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 返却

一度提出された書類は、お返ししません。

エ 申請の辞退

申請書類を提出後、辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

(8) 申請にあたっての費用負担

申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

## 8 審査及び選定に関する事項

静岡市は、申請者から提出された事業計画等について、所管課が設ける審査委員会の審査を経て、指定管理者選定委員会へ付議します。これらの手続を経て、選定された指定管理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議決を経て市長が指定します。なお、応募後に資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

(1) 審査方法

申請者から提出された事業計画書、収支予算書等の書類審査及び面接調査等の内容について審査基準に照らし審査します。この際、プレゼンテーション等を行っていただきます。日程については後日連絡をいたします。

(2) 審査基準

指定管理者の選定は、事業計画書等の内容により、複数の事項を総合的に考慮して判断します。審査項目、配点、比率については、様式第 18 号のとおりです。

(3) 指定管理者選定委員会への付議

所管課が設ける審査委員会の審査結果を受け、所管課から提出された資料を基に、指定管理者選定委員会において指定管理者（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

(4) 指定管理者の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者（候補者）は、市議会（令和 5 年 2 月議会を予定）に議案上程され、議案議決により指定管理者として決定されることとなります。

なお、申請者の中に指定管理者としてふさわしいと市が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

市議会での議決事項は次のとおりです。

- ① 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
- ② 指定管理者に指定する団体の名称
- ③ 指定期間

#### (5) 選定結果の公表

選定結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会で議決後、市のホームページで公開します。

## 9 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理料や業務の詳細を定めるため、別添「協定書（案）」のとおりに静岡市と協定を締結します。

なお、協定の期間の4月1日から3月31日までとし、指定期間中の年度ごとに締結します。

## 10 その他

### (1) 情報の公開

指定期間中の毎年度終了後に年度評価を、指定期間が満了する年度に総合評価を実施し、それぞれの結果を市のホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合があります。

### (2) 指定の取消等

指定期間中、指定管理業務を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定を取り消すことや期間を定めて業務の一部又は全部を停止することがあります。これが指定管理者の責めに帰すべき理由によるものである場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

また、指定期間中に施設が廃止された場合は、指定が終了になります。

### (3) 問合せ及び申請書提出先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市観光交流文化局文化振興課

(054) 221-1044

(054) 221-1407

bunka@city.shizuoka.lg.jp

様式第3号(第7条関係)

静岡科学館指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)静岡市長

申請者	住所	法人にあつては、その主たる事務所の所在地
	名称	氏名の名称及び代表者の氏名
	電話	

静岡科学館条例第9条の規定により静岡科学館指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。



静岡科学館事業計画書

事業計画の理念・方針

実施事業の概要(事業の構成及び年間計画表)

実施体制図

特記事項(効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等)

様式第 5 号(第 7 条関係)

静岡科学館 事業計画に関する収支予算書

収入

		千円
科目	内容・数量	金額
		千円
		千円
		千円

支出

		千円
科目	内容・数量	金額
		千円
		千円
		千円

## 団 体 概 要 書

団体の名称	
事務所所在地	
代表者氏名	
設立年月日	
年間予算額	千円
従業員数	
事業概要	
同種施設等の 管理・運営実績	
HPアドレス	

## 指定管理者の申請に係る誓約書

年 月 日

(あて先) 静岡市長

所在地  
会社(団体)名  
代表者名

静岡科学館の指定管理者の申請にあたり、応募の制限の事項すべてに該当していないことを誓約します。

### 記

#### 1 応募の制限

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員(以下「代表者等」という。)が次のいずれかに該当する団体は応募することができません。なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する団体
- (2) 静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防等設備等保守点検業務の委託契約に係る指名停止等措置要綱等に基づき、静岡市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 直近の1年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している団体
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
- (5) 静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第7条第1項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者(団体、代表者等)